

災害ボランティア登録制度 実施要領

(名称)

第1条 名称は「災害ボランティア登録制度」とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、鹿沼市社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。

(目的)

第3条 社協は、鹿沼市地域防災計画に基づき総合福祉センター内にボランティア活動の中心となる鹿沼市災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）を設置し、ボランティア活動の拠点とする。

また、多発している自然災害の状況から、平時より災害ボランティア育成を目的とした研修会の開催や、被災地支援のためのボランティア活動情報の提供を行う必要があるため、災害ボランティアの育成や各種ボランティア情報を提供する事を目的に「災害ボランティア登録制度」を導入する。

(登録)

第4条 登録は下記のとおりとする。

- (1) 募集については、ホームページ及び広報紙に掲載し随時受付をする。
- (2) 登録を希望する者は、災害ボランティア登録カードに必要事項を記入し、社協へ提出をする。
- (3) 登録の条件は、本制度の目的に賛同する個人または団体とする。

(台帳の管理)

第5条 台帳の管理については下記のとおりとする。

- (1) 台帳の管理は社協総務課地域福祉係にて行う。
- (2) 登録した情報は、毎年更新をする。

(情報提供及び内容)

第6条 情報提供及び内容については、以下のとおりとする。

- (1) 情報提供については、電子メール及び郵送等で対応する。
- (2) 内容は、被災地支援ボランティア活動、各種研修会および関連情報等とする。

(個人情報)

第7条 登録にあたり知り得た情報は、目的以外には使用しないものとする。

(補足)

第8条 この要領に定めるもの以外に必要な事項は、会長が定める。

付則

(施行期日)

この実施要領は、平成24年3月7日より施行する。